

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1001
構造改革特区において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
特例措置を講じるに当たっての条件	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	
措置区分	法律	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項	
特例を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが（農地法第3条第1項）、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない（同条第2項）。 ・国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であって、一定面積を超えるものを所有してはならない（農地法第6条第1項）。 ・農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない（農地法第20条1項）。 ・農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす（農地法第20条第8項）。 	

<p>特例措置の内容</p>	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特定事業の実施主体（地方公共団体又は農地保有合理化法人）が、農地又は採草放牧地について特定事業の用に供するため所有権又は使用収益権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、上記に掲げる農地が「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような状態にあると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p>	
	<p>2 1の認定の日以後は、農業委員会又は都道府県知事は、特定事業の実施主体が構造改革特別区域内にある農地又は採草放牧地につき農業生産法人以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の要件に該当するときは、農地法第3条第1項の規定（第2号の2、第4号及び第7号に係る部分に限る）にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p> <p>なお、「常時従事」とは、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準（農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第1条の7第1号）の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業（農作業以外の企画管理業務等を含む。）に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。</p>	

	<p>その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして次の事項を内容とする協定を、認定を受けた地方公共団体及び特定事業の実施主体と締結し、これに従い事業を行うこと。</p> <p>ア 法人が行う農業の内容及び実施の方法</p> <p>イ 法人が農業を行う農地等の所在及び面積</p> <p>ウ 地域内の他の農業者との役割分担に関する事項</p> <p>エ 協定の実施状況の報告に関する事項</p> <p>オ 協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>カ その他協定締結当事者が必要と認めた事項</p> <p>3 特定事業の実施により特定法人（農業生産法人以外の法人であって2の及びに該当する法人）のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地及び特定事業の実施主体が特定事業の用に供すべきものとして使用収益権の設定等を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていない農地については、農地法第6条第1項の規定は適用しない。</p> <p>4 特定事業の実施主体は、特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が2のの協定に違反した場合は、農地法第20条第1項の許可を受けないで、賃貸借の解除をすることができる。</p> <p>5 特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地につけた解除条件（特定法人が2のの協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。）については、農地法第20条第8項の規定は適用しない。</p>	
実施主体	地方公共団体又は農地保有合理化法人	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないと地方公共団体が認めた地域	
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）		
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。	

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1002
構造改革特区において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域であって、市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	
措置区分	法律	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項	
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>・「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。（特定農地貸付法2条2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。 5年を超えない農地の貸付けであること。 <p>・「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。（市民農園整備促進法2条2項）</p>	

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p> <p>なお、上記に掲げる「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要であると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p> <p>1 特定事業の実施主体の所有に係る農地（当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第3条第3項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべきものとして次の事項を内容とする事業実施協定(以下第2号において「特定事業実施協定」という。)を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。)</p> <p>ア 特定農地貸付けを行う農地(以下「特定貸付農地」という)の適切な管理・運営を確保するために必要な事項</p> <p>イ 特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項</p> <p>ウ 特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項</p> <p>エ 特定事業の実施主体が、認定（変更を含む）された地方公共団体に対して行う事業実施協定の実施の状況についての報告に関する事項</p> <p>オ 事業実施協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>カ その他認定を受けた地方公共団体が必要と認める事項</p>
----------------	--

	2 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地（当該実施主体が特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。）	
実施主体	地方公共団体、農業協同組合以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)
想定対象地域	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域と地方公共団体が認めた地域。	
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）		
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。	

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1003
構造改革特区において実施可能な特例措置	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴う森林の残置要件及び造成要件の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	保安林の解除により実施される施設設置等による景観や騒音等周辺の環境への影響が許容されるものであること。 保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。 特例措置として解除する保安林等の有していた機能に代替する措置を地方公共団体が措置すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴う森林の残置要件及び造成要件の緩和	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	通知	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	・森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）別紙 第2の1 2(1)表5 ・保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(2)ウ(ウ)別表	
特例を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。 学校施設の設置である場合についても適用。	
特例措置の内容	認定構造改革特別区域計画において（(P)当該計画の目標の達成に必要なものとして）計画されている学校施設（実験・実習工場の設置等、当該施設の設置によって住宅団地を造成する場合に比べて周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるものを除く。）の設置に係る保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。	「認定構造改革特別区域計画の目標の達成に必要なものとして計画されている」は、法文上明らかであるので、記載不要である。 「実験・実習工場の設置等～周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるもの」を除く理由として、これらの施設は騒音等に与える影響が大きいとのことであるが、保安林の目的からして保安林を解除する際に騒音等の影響をもって実験・実習工場の設置等を除外する理由とはならないのではないか。 提案自治体から森林率を20%以上とされたいとの意見があり、自治体の要望どおり緩和できないか。
実施主体	学校を設置する主体	(その他の内容の整理をまって調整)

【再検討要請】

想定対象地域		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）		
特例措置に伴い必要となる手続		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1004
構造改革特区において実施可能な特例措置	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>実施しようとする事業の主たる区域が保安林以外であって、解除を要する保安林が当該区域に隣接し、一定規模以内のものであること。</p> <p>保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。</p> <p>特例措置としての保安林の解除の代替措置として、必要に応じて、当該保安林の保全対象の移転その他の措置を地方公共団体が措置すること。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	通知	
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）第2の1(3)ア(イ)</p> <p>保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(1)ア及び(2)ア</p>	
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。</p>	

【再検討要請】

<p>特例措置の内容</p>	<p>認定構造改革特別区域計画において（(P)当該計画の目標の達成に必要なものとして）計画されている事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林が当該区域に隣接し、当該保安林の解除によっても残置森林率が70%以上確保されるものであり、かつ、当該事業がスキー場、ゴルフ場の造成等大規模な開発行為に該当しないものである場合にあっては、当該事業の実施を目的とする保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。</p>	<p>「認定構造改革特別区域計画の目標の達成に必要なものとして計画されている」は、法文上明らかであるので、記載不要である。 事業規模の問題ではなく、保安林と周辺への影響の観点から要件を課すべきでないか。</p>
<p>実施主体</p>	<p>保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置を行う者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>
<p>想定対象地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続</p>		